

「地球温暖化対策に向けて『栃木県民』が取り組む15のこと」ピクトグラム
デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「地球温暖化対策に向けて『栃木県民』が取り組む15のこと」ピクトグラムのデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 デザインとは、別記で定めるデザインのことをいう。

(使用条件)

第3条 デザインを使用する者（以下「デザイン使用者」という。）は、次のいずれにも該当しないときに限り、デザインを使用することができる。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 地球温暖化対策の正しい理解の妨げと見えるような使用となる場合
- (3) 不当な利益をあげる目的とするような使用となる場合
- (4) 栃木県や「COOL CHOICE とちぎ」県民運動のイメージを損なうような使用となる場合
- (5) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- (6) デザインの色の変更や、デザインの縦横比を変更するなどデザインに改変を加えて使用する場合
- (7) 特定の商品名やブランド名として使用する場合
- (8) その他、栃木県環境森林部気候変動対策課長（以下「課長」という。）が不適切と判断する場合

(使用届出)

第4条 デザインを使用者は、使用開始を予定する1週間前までに「デザイン使用届」（様式第1号）を課長に提出をしなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 個人又は団体が営利を目的とせずに使用する場合
- (4) その他、課長が認めた場合

(使用料)

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用の非独占性等)

第6条 この要領によるデザイン使用は、デザイン使用者が使用するデザインを自己の商標や意

匠とするなど、独占して利用する権利を付与するものではない。また、デザイン使用者又は使用対象物について、栃木県（以下「県」という。）が推奨を行うものではない。

（責任）

第7条 県は、デザインを使用したことに起因してデザイン使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

2 デザイン使用者は、使用対象物の瑕疵により、第三者に損害を与えたときはデザイン使用者自身が適切に処理する責任を負う。

3 デザイン使用者は、デザインの使用に際して、故意又は過失により県に損害を与えた場合には、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第8条 県は、デザインの使用の状況等について、情報を公開することができる。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和2（2020）年12月17日から適用する。

附則

この要領は、令和3（2021）年4月1日から適用する。

別記 「地球温暖化対策に向けて『栃木県民』が取り組む15のこと」ピクトグラムデザイン



栃木県環境森林部気候変動対策課長 様

(申請者) 住 所
代表者職氏名

デザイン使用届

「地球温暖化対策に向けて『栃木県民』が取り組む15のこと」ピクトグラムデザインを下記のとおり使用したいので、届け出ます。

記

1 使用物 (印刷物等)	例) 店内POP、広告等
2 使用開始 予定時期	令和 年 月頃
3 使用方法	
4 使用計画	
5 担当者	所 属 : 職氏名 : 連絡先 : TEL E-mail
6 添付資料	

※デザインを使用する印刷物案のほか、参考となるものを添付すること。